

社会福法人矢島恵育会 行動計画

「年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする」

行動計画

年次有給休暇の取得により、職員が家族と過ごすゆとりある時間を増やし、また、休暇を利用して職員が自らのスキルアップを図る等により仕事にも意欲を持って取り組める職場環境を進める。

そのため、職員の年次有給休暇の取得日数を計画的に取得する施策を行ない、年次有給休暇取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする行動計画を策定する。

1、計画期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日

2、内容

目標1：保育園内における過去2年間の年次有給休暇の取得日数を調査し、その現状を職員に周知する。

< 対策 >

● 平成27年4月1日～平成27年7月31日

職員一人ひとりに年次有給休暇の取得状況を個別に周知する。

● 平成27年8月1日～平成27年12月31日

全職員に年次有給休暇の取得の有効活用について職員会議等により周知・勧奨する。
また、部外講師による年次有給休暇の有効活用に関する研修会を開催する。

目標2：保育園内の行事等を調査し、こうした行事等に年次有給休暇の取得が職員間で重複しないことの職員への理解を求める。

< 対策 >

● 平成27年4月1日～平成28年3月31日

保育園の職員会議等で保育園内の行事等（4月～10月頃までの職員研修会参加者・10月の運動会・12月のお遊戯会等）を周知し、また職員からこの期間中の年次有給休暇の取得の重複を避けるための意見等を聴取する。

● 平成27年4月1日～平成28年3月31日

保育園内の行事等（4月～10月頃までの職員研修会参加者・10月の運動会・12月のお遊戯会）を意識した年次有給休暇の取得予定（計画）を年度当初に全職員から提出してもらうことを決定し、職員に周知する。

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

< 対策 >

● 平成28年4月1日～平成28年5月31日

前記目標2により全職員から年次有給休暇取得予定表を提出してもらう。

● 平成28年4月1日～平成28年5月31日

年次有給休暇取得予定表に基づき職員間で重複が認められる場合、他日振り替えの調整を行なう。

● 平成28年4月1日～平成29年3月31日

四半期ごとに年次有給休暇の取得状況を調査し、年次有給休暇の取得日数の少ない職員には計画的取得を指導する。

また、四半期ごとに目標達成度合いを職員に職員会議等で周知し、職員の年次有給休暇取得の意識の高揚を図り目標を達成する。

※注1：「年次有給休暇を取得日数を10日とする」ことの実施は、行動計画実施途中であっても環境が整い次第、平行して行うこともありうる。

注2：「年次有給休暇を取得」の促進には、繁忙期間等における職員相互間の協力体制を推進する必要がある。

★事業を利用して・・・ 社会福祉法人矢島恵育会さん（由利本荘市）

保育園としては、職員の必要な休みは特に制限なく付与してきた。制度に立脚した取得ができるように最大限努力したい。特に職員にメリットのある制度運用（年次有給休暇の有効活用など）に心がけ、職員が仕事と家庭の両立が図られ、意欲をもって仕事のできる職場環境づくりを行いたい。

★次世代育成サポートアドバイザー 渡辺 勝治さん

目標達成は、職員相互の理解協力が大切であり、また、矢島保育園の理解と支援が大切であります。特に女子職員が大半であることから、女性に対する理解ある取組が目標達成に繋がると思われます。職員会議等を利用して、職員相互間の連携により目標をぜひ達成していただきたい。この取組によって、職員が「仕事と家庭の両立」が図られ、職員の家庭生活が豊かになり、加えて職員が矢島保育園での仕事に更に熱意をもって取り組むことにより、矢島保育園が地域への社会的貢献に繋がるよう取り組んでいただきたい。